様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

　　東青地域移住・交流サポート協議会長　様

令和６年度新しい働き方移住支援金交付申請書

（令和６年３月３１日以前に転入されたかた）

　令和６年度新しい働き方移住支援金交付要綱に基づき、新しい働き方移住支援金の交付を申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 生年月日 |
| 氏名 |  | 年　 　月　　 日 |
| 住所 | 〒 | 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

２　要件区分（該当する欄に○を付けてください）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ア　起業 |  | イ　就業 |  | ウ　リモートワーク |  |
| エ　専門人材 |  | オ　関係人口 |  |

３　交付限度額

|  |  |
| --- | --- |
| (1) 同一世帯の同居の子の人数 | 人 |
| (2) 交付限度額（250,000円＋上記の人数×250,000円） | 円 |

※同居の子は、令和６年度新しい働き方移住支援金交付要綱第２条第５号に規定する者をいいます。

４　交付申請額

|  |  |
| --- | --- |
| 対象経費項目 | 対象経費金額 |
| ① 引越費用 | 円 |
| ② 転居交通費 | 円 |
| ③ 住宅購入費 | 円 |
| ④ 住宅賃借料 | 円 |
| ⑤ リモートワーク環境整備費 | 円 |
| ⑥ 作品制作環境整備費 | 円 |
| ⑦ 冬の生活備品購入費 | 円 |
| ⑧ 勤務先からの手当等 | 円 |
| ⑨ 対象経費合計（①+②+③+④+⑤+⑥+⑦-⑧） | 円 |
| ⑩ 交付申請額（※） | 円 |

 ※ ⑨×1/2の金額（千円未満切り捨て）が3(2)の交付限度額以内である場合はその金額、交付限度額を超える場合は交付限度額を記載してください。

５　勤務先の証明（申請者が「２ 要件区分」のウに該当する雇用保険の被保険者の場合）

　申請者が、令和６年度新しい働き方移住支援金交付要綱第３条第４号に該当し、リモートワークを実施していることを証明します。

|  |
| --- |
| 　勤務先名称　　　　　　　　　　　　　　　　　部署名　電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者氏名　　　　　　　　　　　㊞ |

６　誓約事項

　[ ] 　申請日から２年６月以上継続して転入市町村に居住する意思があります。

　[ ] 　「イ　就業」又は「エ　専門人材」の場合、申請日から２年６月以上、継続して当該就業先に勤務する意思があります。

* 令和６年度新しい働き方移住支援金交付要綱第３条に定める交付対象者であることに相違ありません。

　[ ] 　協議会から報告及び立入調査を求められた場合は、それに応じます。

　[ ] 　以下の場合には、新しい働き方移住支援金の全額又は半額を返還します。

　（１）虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

　（２）申請日から１年６月を経過する日までの間に、転入市町村から転出した場合：全額

　（３）申請日から６月を経過する日までの間に、令和６年度新しい働き方移住支援金交付要綱第３条第３号又は同条第５号の就業に関する要件を満たす職を辞した場合：全額

　（４）申請日から１年６月を経過した日から２年６月を経過する日までの間に、転入市町村から転出した場合：半額

様式第２号（第５条関係）

個人情報確認同意書

年　　月　　日

青森市長　様

住　　所

氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　 （自　署）

電話番号

　私は、令和６年度新しい働き方移住支援金交付要綱に基づき、新しい働き方移住支援金の交付に関して必要な範囲内において、青森市が保有する私に関する下記の情報について、必要な事項を確認することに同意します。

記

１　住民基本台帳情報

２　青森市の市税の賦課徴収に関する情報

様式第４号（第５条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　東青地域移住・交流サポート協議会長　様

リモートワーク申告書兼誓約書

|  |  |
| --- | --- |
| リモートワーク等実施者氏名 |  |
| 事務所・事業所の場所 | 〒 |
| 主にリモートワークを実施している場所 | 〒 |
| 行っている事業の概要 |  |
| リモートワークの内容（可能な限り具体的に記載してください。） |  |

【誓約事項】

１　上記の申告内容に虚偽の記載はありません。

２　申告内容の確認のため、東青地域移住・交流サポート協議会の求めに応じて情報提供します。

３　上記申告に虚偽の記載があることが判明した場合、又はリモートワークや制作活動を実施していると認められない場合は、支援金の交付を受けられないことを理解しており、既に交付を受けている場合は返還します。